## 「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」中間案に対する意見募集の結果

番号	項目	中間案該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
1	全般	_	数値目標が掲げられていないが、それは別に定めるのか。	2	数値目標については、「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」で定めています。
2	全般	_	用語解説集を末尾に入れてほしい。	1	ご意見をふまえ、頁の末尾に用語解説を追記します。
3	第1章 2	1	政策・方針決定過程の現状と課題については、議員についての言及が必要である。国の第4次基本計画も「施策の基本的方向と具体的な取組」に「政治」を明記しているのだから、議会に遠慮する必要はないのではないか。例え行政が執行する計画部分に政治は入れにくくても、せめて現状と課題は政治分野について分析すべきである。	1	ご意見をふまえ、第1章2(1)の本文を見直し、政治分野に関する記述を盛り 込みます。
4	第1章 2	1-10	グラフが「(3)雇用等の分野における男女共同参画の推進」に偏っている。県民意識と生活基礎調査は県民の協力も得て、すべての分野について調査しており、進んだところ、全国と比較し差が顕著であるところ等あるので、まんべんなく見える化してほしい。	1	ご意見をふまえ、第1章「2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題」の(1)から(7)の各項目には、関連するデータをグラフにして見える化します。
5	第1章 2	5-6	6頁上段のグラフに関して、5頁下段の文章に全国との比較が書き表されていない。	4	「女性が職業を持つことについての意識」については、県の調査と全国の調査とで時期や方法が異なることから本文には盛り込んでいませんので、ご理解ください。
6	第1章 2	6	6頁下段のグラフについて、正規と非正規のデータは鏡になるのだから、非正規のデータの表示のみで足りる。そこで、このグラフに男性のデータも入れ、比較してはどうか。また、男女・正規非正規の賃金格差を示すグラフを追加してほしい。	1	ご意見をふまえ、男性も含めた非正規雇用者数および割合の推移のグラフを 第1章2(3)に明記します。
7	第1章 2	8	商工業分野の記述が少なすぎる。ここでリサーチと分析をしっかりしていないことが、20~22頁の施策の少なさにつながっているのではないか。	2	第1章の「2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題」 (4)で記述の「商工業分野」に関しては、あくまで家族的経営を行っている小 規模自営業を対象としているもので、商工業に従事する従業員に関しては (3)で取り扱っていることから、このような記述としています。
8	第2章 4	14	I-Ⅱと同様に、I-Iについても6として「方針決定の場への男女共同参画の推進」を入れるべき。16頁の「重点事項3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」で、「特に」のすぐあと真っ先に「働く場(企業等)」とし「積極的に推進」としているのだから、この項目は不可欠であろう。WIT2016開催地として、成果を計画に取り入れるべき。	1	WIT2016は、伊勢志摩サミットのポストサミット事業と位置付け実施しました。 ご意見をふまえ、第1章「○女性の職業生活における活躍に関する本県の特 徴」に伊勢志摩サミット開催地の強みを明記するとともに、基本施策 I - I にも 関連施策を新たに位置付けます。
9	第3章 I - I	19	引き続き、女性が働きやすい職場の表彰・認証制度や、入札ポイント制度を入れてほしい。	2	施策の方向3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、2番目の施策「企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組を支援します。」でまとめて位置付けています。
10	第3章 I-Ⅱ	21	商工業も女性のネットワークの活用を謳ってほしい。既存のネットワークもある のだから、連絡・連携を図ってほしい。	3	商工業に係る女性のネットワークの活用を推進する取組は実施していませんが、今後の参考とさせていただきます。

## 「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」中間案に対する意見募集の結果

番号	項目	中間案該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
11	第3章 I-Ⅱ	21	家族的経営には商工業も含まれる。商工業の具体策も作ってほしい。	2	商工業に関する女性活躍の推進については、基本施策 I - II のほか I - I でも経営者や管理職向けの施策を位置付けています。
12	第3章 I-Ⅱ	22	女性アスリートについて、突然挿入された感が否めない。入れるとしたらⅢ-Ⅲが妥当ではないか。もしどうしてもこの項目に入れたいのであれば、8頁(4)に背景・現状・課題を叙述すべきである。(みえ国体が迫っていること、県内女性プロスポーツ選手・女性アスリートの現状など。)	1	ご意見をふまえ、第1章2(4)に女性アスリートに関する記述を新たに盛り込みます。
13	第3章 Ⅱ-I	24-25	めざす姿に【働く場】を特出ししたのであれば、その施策の内容は、「3)市町等への働きかけ」に収まるものではなく、「4)事業者等への働きかけ」と別立てすべきである。	2	「3)市町等への働きかけ」に事業者に対する働きかけに関する施策を明記するとともに、併せて基本施策 I - I でも同様の施策を位置付けています。
14	П – 1		仕事と家庭の両立は、職員採用時だけでなく、県行政職がどの職種・ステージにあってもWLBに留意した職場になっていないと、管理職を目指す女性は増えないと思う。	2	基本施策 I - I 3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に「県が率先して「ワーク・ライフ・マネジメント」を推進し、働きやすい職場の構築に向けて計画的に取り組みます。」の施策で位置付けています。
15	第3章 Ⅱ-I	25	施策の方向3)市町等への働きかけについて、施策の方向では「人材育成」と 謳っているのに、具体的施策にそれが落とし込まれていない。	1	ご意見をふまえ、施策に人材育成に関する記述を新たに盛り込みます。
16	第3章 Ⅱ-I	25	施策の方向3)市町等への働きかけについて、「事業者等」は省略するのでなく、6行前にある「企業、教育・研究機関、その他各種団体等事業者」と明記すべきである。	1	ご意見をふまえ、[事業者等」を「企業、団体、教育・研究機関等」と見直します。
17	第3章 Ⅱ-Ⅱ	26	施策の方向2)学校等における男女共同参画教育の推進に関して、「児童 生徒」を「児童生徒学生」としてほしい。県立大学もある。	4	小中学校や県立学校を対象に「児童生徒」という表現を用いていますので、ご理解ください。
	第3章 Ⅲ- I	28	施策の方向1)家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活の支援の一番目の施策に関して、文の後に、「多様な家族が存在することを理解し、地域で助け合うことの大切さについて啓発を進めます。」の一文を追加する。		毎月第3日曜日の「家庭の日」を推進し、家庭の大切さを啓発する内容とするため、このような表現を用いています。また、地域活動に関しては「2)地域活動における男女共同参画の促進」で施策を位置付けています。
19	第3章 Ⅲ- I	29	「防災人材の育成を図る」を「男女共同参画の視点に立った防災人材の育成 を図る」としてほしい。	2	「男女共同参画の視点に立った防災人材の育成」は実際に行われていますが、自明のことですのであえて明記していません。
20	第3章 Ⅲ-Ⅱ	29-30	健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、健康の基本として、 非喫煙者を受動喫煙の危害から守る課題の重点施策をお願いします。	2	受動喫煙防止対策については、「2 施策の方向と施策 1)生涯にわたる健康の管理・保持増進の支援」の「県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、市町や関係団体、NPO等との共同により、普及啓発、環境の整備等を計画的に推進します」に含むものと考えており、「三重の健康づくり基本計画」や「三重県がん対策戦略プラン第2次改訂」に具体的事項を記載してあるため、新たに項目を追加する必要はないと考えます。

## 「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」中間案に対する意見募集の結果

番号	項目	中間案該当頁	意見の概要	対応	意見に対する県の考え方
21	第3章 Ⅲ-Ⅱ	30	施策の方向2)性と生殖に関する健康支援の充実において、若年者の妊娠・出産で起きる、経済不安からくる中絶や産み捨てを防止するため、以下の記述を希望します。 若年者の妊娠・出産の不安を払拭するために、行政の役割や支援及び経済的知識の習得が図られるよう、思春期の児童生徒や学生に対する学習機会の場を提供します。	3	「行政の役割や支援及び経済的知識の習得」に向けた取組が実施していませんが、今後の参考とさせていただきます。
22	第3章 Ⅲ-Ⅱ	30-31	施策の方向3)自立のための生活支援、および同4)自立を促進する環境の整備の中の「高齢者」「障がい者」「若年者」「若者」「外国人」という言葉の前に、それぞれ「男女」と付けてほしい。(例えば「男女高齢者」。)この「男女」という言葉を付けないと、各課にこれら施策が下ろされた時、ジェンダーの視点無しで施策が行われても、実施したことにされてしまう。特にこれらの行政は、ジェンダーの視点・女性の視点・複合差別の視点に欠けがちなので、くどくても全て「男女」を頭につけてほしい。	4	「性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人び と」もみえることから、このような表現を用いていますので、ご理解ください。
23	第3章 Ⅲ-Ⅱ	31	施策の方向4)自立を促進する環境の整備において、経済的弱者である若年者を追加してください。	3	若年者を対象とした当該施策は実施していませんが、今後の参考とさせていただきます。
24	第3章 Ⅲ-Ⅲ	31-33	31~33頁の「配偶者」と表記されているものはすべて「配偶者等」としてほしい。内縁や、かつて婚姻・内縁関係にあった者も対象としてほしい。	1	ご意見をふまえ、基本施策Ⅲ-Ⅲ「1 めざす姿」および同「2 施策の方向等」 2)における「配偶者」という表現は全て「配偶者等」と見直します。
25	第3章 Ⅲ-Ⅲ	32	めざす姿に記載の「男女間」を「男女間等」としてほしい。LGBTカップルについても教育・配慮が必要である。	1	ご意見をふまえ、「男女間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育」と見 直します。
26	第3章 Ⅲ-Ⅲ	32	施策の方向1)関係機関の連携による支援体制等の整備の6番目の施策に関して、「被害者の意思をふまえ」を「被害者の安全と意思をふまえ」としてほしい。万が一事件が発生した時「被害者が望まなかったから」を言い訳にしないために必要であると考える。	1	ご意見をふまえ、「被害者の安全と意思をふまえ」と見直します。
27	第3章 Ⅲ-Ⅲ	33	施策の方向2)配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進に関して、配偶者などからの暴力の認知件数を集計・公表して、可視化するようにしてください。児童虐待の認知件数を集計・公表して、可視化するようにしてください。	2	配偶者等からの暴力および児童虐待に関する相談件数については、男女共同参画年次報告等により県ホームページで公表しています。
28	第4章	35	計画の推進4)市町等との連携・協働の4番目の施策に関して、「市町との連携・協働」を「市町と県、および市町間の連携・協働」としてほしい。	2	担当職員に対する情報提供や研修の場を設けることで、市町間の連携等を促す効果もあるものと捉えています。